

開拓使 勸業課漁獵科勤務 千歳川・石狩川サケ漁実況調査復命書

巡視 十一月十四日〜二十一日、密漁厳禁は、アイヌ民族を飢餓に陥、監守は不要

官部金吾宛書翰（英文） 十一月二十三日。旅行の年、三百里を旅行、

噴火湾、後志羊蹄岳、高島の岩石、稲穂峠の頂上、余市溪谷、自然の法則を学ぶ者

明治十七年 札幌縣漁業調査報告 勸業課

第三十歳川 鮭 監守 四件 四十頁

復命書

去月十三日、小官（内村）千歳川漁場、実視のため、千歳川方面へ出張、命ぜられそうろうに付、翌十四日出発、千歳川巡視の上、石狩川、本年鮭漁、実況を巡視し、同二十一日、帰札仕りそうろう、依て直に復命仕るべき処、千歳川鮭漁の義は、はなはだ緊要なる問題にして、粗略の意見を呈するを恐れ、篤と思考仕りそうろう処、期節も追々差し逼りそうろう故、とりあえず別紙愚意を呈しそうろう。

復命書

去月十三日、小官（内村）千歳川漁場、実視のため、千歳川方面へ出張、命ぜられそうろうに付、翌十四日出発、千歳川巡視の上、石狩川、本年鮭漁、実況を巡視し、同二十一日、帰札仕りそうろう、依て直に復命仕るべき処、千歳川鮭漁の義は、はなはだ緊要なる問題にして、粗略の意見を呈するを恐れ、篤と思考仕りそうろう処、期節も追々差し逼りそうろう故、とりあえず別紙愚意を呈しそうろう。

もつとも、小官巡視の時は、未だ該川の産卵期節にこれなくそうろう。蕃殖地の実況を知る能わず、故に使用すべき網の段、産卵地保護などの点に至りては、あえて愚意を呈せず。依て右などの事項、取調の為、本月下旬、漁獵科員一名出張被命、尚篤と産卵期中の実況、取り調べの上ならでは、千歳川に於て、漁場開設の可否、決定仕りがたくそうろう。到底本年中に施行すること、あたわざることと推考仕りそうろう。如何とせば、これを許可する前に当たって、充分の調査と考察を要するものなれば、少くも一漁期を實視するにあらざれば、これを決定するあたわざらるなり。依て、本年の義は、例年通り、禁漁の場と見認め置きそうろう方、可然と存そうろう。もつとも、産卵地において、別紙の復命の通り、密漁者これある様、相聞きそうらえども、若（も）しこれを厳禁せば、該地旧土人をして飢餓に陥しこれに隣然の至りに存じそうろう間、本年は例年の通陥するは隣然の至りに存じそうろう間、本年は例年の通陥に見認置き、別に監守等を要せずして、可然義と存そうろう。此段、復命仕りそうろう也。

明治十五年十二月七日 御用係 内村鑑三（印）
札幌縣 調所広丈殿

第四回目の、そして最後の、出張旅行は、十一月の石狩へのそれであった。昨日石狩ヨリ帰レリ、此年最後ノ旅行ト思フ。彼は十一月二十三日の官部あての手紙に書いた。そしてそれはその通りに「此年最後ノ旅行」であつたばかりでなく、彼の役所の仕事としての最後の旅行となつた。それは鮭漁に關係の調査であつたと思はれる。「鮭其他ノ漁業ニ關スル困難ナル問題ノ多数ハ慎重ニ注意ガ払ワレ、我ハ今多クノ事実ヲ手ニシ居レリ、此ハ今冬水産會ニ報告スルコトヲ得」と、みぎの手紙に書いた。「石狩川鮭魚減少ノ原因」と題する明治十七年五月「大日本水産會報告」第二十六号所載の報告は、その時の調査にもとづくものであつたらうと考えられる。

このようにして、彼は一月末から後志国高島郡祝津村へ鱒漁況実視のために出張し、四月中旬からは水産博覽會出品物蒐集のために日高地方へ出張し、九月始めからは祝津村における鮒の調査に出張し、十一月には鮭の調査のために石狩へ出張し、——このようにして

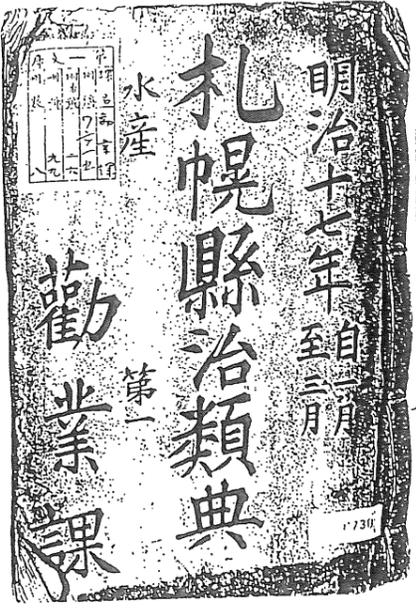
一八八二年明治十五年ハ我ニトリ旅行ノ年ナリキ、此ノ日マデニ海岸ト河トニ沿ヒ約三百里ヲ旅行セリ、今春病氣ニ罹ラザリシナラバ六百里以上ヲ旅行シ得タリシナラント思フ。この一年を振り返つたが、しかし旅行に出て自然の中にあることができることは彼の喜びであつた。And what a charm to be out for more than a quarter of a year!

（何タル魅力ヨ、一年ノ四分ノ一以上外ニアルコトハ！）
と云い、在京の官部が上野の社や隅田川の桜堤、学者や学会の文明社会、雄弁な説教、母の慈愛に心慰められていて、彼がこの一年間に訓練を受けた知的精神的学校、彼の心慰められた英気恢復の時がどのようなものであつたかは、官部などの知り得ないところだと言つて、彼は官部に次のように書いた、それは英文であつた。

Sometimes on a top of a hill, casting my eyes southward, over a range of undulating hills uniformly mantled with a green sheet of bamboo variegated with crimson Cerdiphyllum...

（或時ハ丘ノ頂キニテ、眼ヲ南方ニ注ギ、起伏スル丘ガ深紅ノ桂ニテ彩ラレシ緑ノ竹ノ敷布ニテ一様ニ蔽ハレ居ルヲ眺メ）或時ハ噴火湾ノ静カナル水面ヲ往復スル毎ニ、我ガ眼ヲ後志羊蹄嶽ノ雪ノ頂キニ準ゲ、高島ノ突兀タル岩石ノ上ニテ裂ケ目ヲ覗イテ小サナ海中生物ノ運動ヲ注視シ、稲穂峠ノ頂上ニテ余市溪谷ノ秋色ヲ鳥瞰シ、——我ガ四肢ハ強化サレ、我ガ知力ハ拡大サレ、我ガ精神ハ純化サレ、我ガ靈魂ハ元氣ツケラレタリ、而シテ歩キヤラジヨシ。ゲ

一ノカノ有名ナ言葉ヲロズサム、『農聖人』ニ物言フ一哲人ノ口ヲシテ語ラシメタル言葉ナリ、誇リハシバシバ著述者ノ筆ヲ左右ス。書物ノ心装ヘル人間ノ如シ、サレド自然ノ法則ヲ学ブ者、確實ナル真理ヨリ己ガ金言ヲ引出ス、ソノ金言コソ、我等ノ学校ナシニテ、人ヲ有徳、善良、賢明トスルニ十分ナリ



北海道立文書館 所蔵

札幌縣治類典 勸業課 第一

鈴木俊郎著 内村鑑三伝 米田四郎著 岩波書店刊

北海道毎日新聞

○舊土人総会 十勝外四郡各村三百十戸の舊土人は去月十八日総会を開き舊來土人取締上の悪弊を一洗し今後の取扱方及び施政の改良法に就て請願書を其筋に差出さんため大津藏之助氏を代人に撰舉せしに全氏も心能く承諾し推原郡長へ願意を述べ廿二日一篇の願書を差出せり

「北海道毎日新聞」1892(明治25)2月6日付

札幌学院大学 人文学会紀要

第48号

(論文)
北海道旧土人保護法とドーズ法
—ジョン・パチェラー、白仁 武、パラピタ、サンロッター—富田虎男……1

III アイヌ救助と世論の喚起

1892(明25)年2月6日付の「北海道毎日新聞」の雑報欄には、北海禁酒会の主催で2月4日に行なわれた「第1回アイヌ演説会」の様を伝えた記事のほかに「旧土人総会」と題して次のような注目すべき記事が掲載されている。(1)

十勝外四郡各村三百十戸の旧土人は去月十八日総会を開き旧來土人取締上の悪弊を一洗し今後の取扱方及び施政の改良法に就て請願書を其筋に差出さんため大津藏之助氏を代人に撰舉せしに同氏も心能く承諾し推原郡長へ願意を述べ廿二日一篇の願書を差出せり

これはアイヌ自身が、大集会を開いてこれまでの対アイヌ行政の改善を要求して声をあげた一例として注目に値する。その際「代人」に和人を立てざるをえなかったところに、当時アイヌがおかれていた困難な状況と制約的条件が反映されているが、それでもなお幾多の障害を乗り越えて「請願書を其筋に出した」310戸のアイヌの主体的な決断と集団的な行動力には、目を見張らせるものがある。これはたまたま新聞紙に見出したものに過ぎず、他にもこれと同じような運動が展開されたであろう。その発掘と運動全体の総合的な把握は今後の課題に属する。

北海道土人陳述書

拜啓、陳ハ曾テ北海道ノ事情ニ通スル某ナル者、從來全道ニ於ケル当局者ノ土人ニ対スル処置、頗ル当ヲ失スルヲ慨シ、審ニ其情況ヲ議會ニ訴ヘ、議會ヲシテ政府ニ之カ救済ノ策ヲ立テシメントスルノ目的ヲ以テ、今回土人一人ヲ從ヘ、貴族院議員ノ多数相集レル席ヘ來リ、即チ別紙ニ記載スルカ如キ旨趣ヲ縷々陳述いたシ、議員ノ斡旋ニ依リテ之ヲ議會ニ提出セン事ヲ出願いたし候、然レトモ熟ラ考フルニ、事實ノ真否固ヨリ信シ難ケレバ、小生共ニ於テ暫ラク之レカ提出ヲ差止メ、一応彼等陳述ノ要旨ヲ貴覽ニ入レ、然ル後チ徐ニ事ヲ計ラント存シ、茲ニ該陳述書ノ写シ一通相添ヘ、右ノ次第申進候、果シテ陳述書ノ如ク候ヤ、若シ幸ニ如斯事實無之候ハ、小生共ニ於テモ右ノ事ヲ議會ニ提出スルヲ好マサル儀ニ候ヘハ、何卒道庁ニ於テ該陳述書ニ対スル詳細ナル弁明書御調製ノ上、小生共手許迄御送達被下度、左候ヘハ御弁明書ノ趣旨ニ基キ、陳述者ニモ篤ト合点参リ候様可申聞候間、至急何分ノ御返答ニ預リ度、此段得貴意候、敬具

明治二十八年二月十八日

北海道協会ニテ

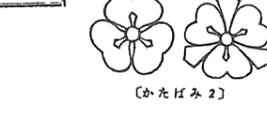
富田鉄之助
小澤武雄

北垣国道殿

○アイヌ演説 北海禁酒會アイヌ矯風部の第一回演説會は一昨四日午後六時北水協會樓上にて開かれたり本日は寒氣劇甚なりしも天氣朗晴なりし上アイヌ人、英人及び日本理學士の演説あるをもて聽衆は五時頃より押掛け五時半頃には早已や樓上一杯になり開會のときには階段の上にて聽衆充滿し四分の一ほどの人は立ちたるまゝ身動きも出來ざる程に見受けたり會頭伊藤氏は開會の趣意を例の雄辯にて述べアイヌ種族に對して深き同情の感を起さしめたり次で演壇に現はれしはパロピタと云へる有珠のアイヌ人にしてパチエラー氏通譯の爲め共に壇に上りしがアイヌ種族に關するアイヌ人の思想なれば珍らしく感ぜられたり神保理學士のアイヌを内外兩面より觀察したる談は証例適確にして中々面白く本題なる天壇アイヌの情態は日本にも斯の如き憐れなる種族の人あるかと坐るに惻隱の念を發せしめたりパチエラー氏はアイヌの歴史に就て面白をかしく演べられし故笑ひをよめく事屢々なりし尙は同部にては今後益々盛んに同様の會を開きて運動する由にてアイヌ救済の方法の第一着手として先づ彼等に禁酒を勸め加減乗除位の算數と數字いろは位の容易なる文字を授け自墮落し又狡猾なる商人に欺かれざる様務むるなりと予同夜の來會者は充分四百名はありたり

本日 辨
アイヌ演説
北水協會樓上
五時開演
神保小虎
アイヌの風俗
アイヌの歴史
アイヌの思想

となく背部には金色にて紋カクバミの大なる紋を付け肩をも紋を居れりと



〔かたばみ2〕

アイヌ人の衆議院傍聴
は總代を撰み土人保護法案審議の爲め上京せしめたり即ち其總代土人日一在日衆議院に出席したり其親我はアイヌ人の代表として其狀我國古昔武士の着せし袴袴を穿し其



〔かたばみ1〕

広辞苑 第二版補訂版

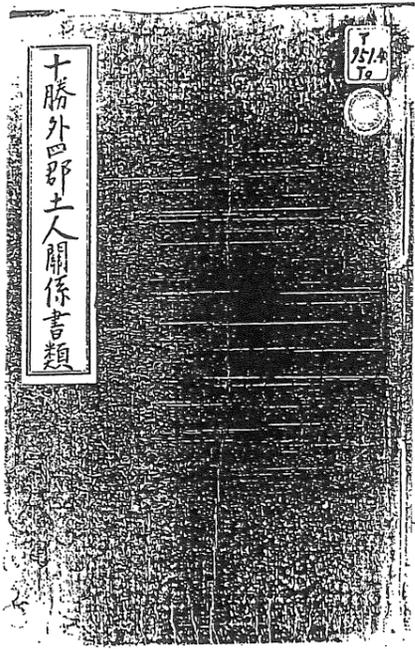
アイヌ民族、自営を束縛され困難 共有金使用を請願、何らの沙汰なし

本年冬期は飢饉に迫る 鮭漁業の自営、雪中の食料に 漁場自営願

郡長はただ一条の応じない われらアイヌは相当の財産があるのに、束縛に苦しみ、自営活計

を妨げられ、重罪人の治産を禁じられたもののようにだ

『進北海道史』の文章 札幌製糖と北海道製麻の破綻 「世の指弾をあびた」 保護制度が必要?



十勝外四郡土人関係書類

出願数拾件ノ内、至急ヲ要スルモノ、左ノ如シ

一 右詳細方法書ヲ以テ請求ノケ条ヲ、区分致シ、一月ヨリ出願候得共、只一ヶ条モ分明ナラズ、権原郡長ハ事ヲ左右ニ托ス、宜敷延引シテ毫モ願ミザルニ付、殆ト困難仕候、吾等旧土人ハ相当ノ財産アルモ、压制セラレ、束縛ノ下ニ苦シミ、自営活計ヲ妨ケラレ、重罪人ノ治産ヲ禁セラレタルモノノ如ク、情実明細ハ郡長へ差出置候間、御賢察ノ上、至急郡長ニ処分為致候様御命令被成下度、若本年鮭漁業ノ期ヲ失スル時ハ、三百拾式戸無業ニ苦シミ、雪中ノ飢死ヲ免レザルニ就キ、電報ヲ以テ御救護ヲ達セラレ度、謹奉願上候也

二 伸、長官昨年御巡回ノ時、情実ヲ述ベ出セラレ、爾来出願怠ラザル共、前書ノ如ク遂ニ今日ノ切迫ニ相成候間、御賢察之程奉願候

十勝外四郡各村旧土人 惣代 大津蔵之助(印) 内務部長 遠藤達殿

東縛ノ下ニ苦シミ、自営活計ヲ妨ケラレ、重罪人ノ治産ヲ禁セラレタルモノノ如ク、情実明細ハ郡長へ差出置候間、御賢察ノ上、至急郡長ニ処分為致候様御命令被成下度、若本年鮭漁業ノ期ヲ失スル時ハ、三百拾式戸無業ニ苦シミ、雪中ノ飢死ヲ免レザルニ就キ、電報ヲ以テ御救護ヲ達セラレ度、謹奉願上候也

十勝外四郡各村旧土人 惣代 大津蔵之助(印)

内務部長 遠藤達殿

< 資 料 >

〔紹介〕 十勝アイヌ民族の十勝川共有漁場自営・共有財産取り戻し運動史料

—「十勝外四郡土人関係書類」

(北海道大学附属図書館北方資料室所蔵) から—

井上 勝生 (解説)

出願数拾件ノ内、至急ヲ要スルモノ、左ノ如シ
一 旧土人御保護ノ義、釧路郡役所へ御任セテ来、自営ヲ束縛セラレ困難仕候、現二本年ハ三百十式戸、農具、種物無之ニ付、共有金ノ利子カ亦ハ現金ニテ、種物其他購求保護之義、三月中出願候得共、未タ何等ノ沙汰モ無之、遂ニ播種ノ季ヲ失へ、各村休業仕候間、本年ノ冬季ハ飢饉ニ迫ル疑ナシ、依テ旧土人共同鮭漁業自営致シ(割注「自営方法書ハ郡長ニ差出置候」雪中ノ食ニ充ツル貯魚、蓄米致度候ニ付、漁場取戻ノ件

一 右詳細方法書ヲ以テ請求ノケ条ヲ、区分致シ、一月ヨリ出願候得共、只一ヶ条モ分明ナラズ、権原郡長ハ事ヲ左右ニ托ス、宜敷延引シテ毫モ願ミザルニ付、殆ト困難仕候、吾等旧土人ハ相当ノ財産アルモ、压制セラレ、束縛ノ下ニ苦シミ、自営活計ヲ妨ケラレ、重罪人ノ治産ヲ禁セラレタルモノノ如ク、情実明細ハ郡長へ差出置候間、御賢察ノ上、至急郡長ニ処分為致候様御命令被成下度、若本年鮭漁業ノ期ヲ失スル時ハ、三百拾式戸無業ニ苦シミ、雪中ノ飢死ヲ免レザルニ就キ、電報ヲ以テ御救護ヲ達セラレ度、謹奉願上候也
二 伸、長官昨年御巡回ノ時、情実ヲ述ベ出セラレ、爾来出願怠ラザル共、前書ノ如ク遂ニ今日ノ切迫ニ相成候間、御賢察之程奉願候

十勝外四郡各村旧土人 惣代 大津蔵之助(印) 内務部長 遠藤達殿

共有財産の管理 土地問題とともに、道庁のアイヌ政策に疑惑をいだかせたのは、アイヌ共有財産の管理の仕方であった。その「北海道旧土人保護法」制定をめぐる議会の質疑のなかで、政府委員は共同財産を三つの種類にわけ、説明している。第一は三県時代に宮内省および文部省から下付された教育基金であり、約三〇〇〇円を有したが、三県のあいだで使用方法について意見が一致せず、そのまま預金されて明治三一年当時六〇〇〇円ほどになっていた。これに類するものとして明治一四年の御巡幸にあたって下賜された九二五円余の金があり、白老・勇払・沙流諸郡のアイヌに分配されたが、これらもむなしく保管され、一部は学校・病院の建築費などに寄付されてしまった。第二はアイヌの共同事業から生み出された共有財産で、当時問題となったのは十勝アイヌの共有財産であった。開拓使は、漁場持戻以後の数年間アイヌの共同事業として官の保護のもとに漁場を経営させたが、その事業の利益や漁場を賃手した収入が蓄積して三万余円となり、三県から道庁へ、さらに囑託された保護管理者によって管理されていた。当時もとも問題となったのは三県から道庁にかけて官庁がこれを保管した時期についてであった。とくに、共有財産をもつて共同運輸会社(のち日本郵船会社)の株を買い、道庁時代にはこれを札幌製糖・北海道製麻の二会社の株に替えたため、両社の破綻によって共有財産をいちじるしく滅殺したという事実は、世の指弾をあびたのである。これに類する共同事業による財産は、対雁アイヌ、色丹アイヌのものなどがあり、保護会社株券への変換によって損失をうけた他の例には浦河・様似両郡アイヌの共有財産がある。第三にあげられたものは、少額ではあるが沙流郡のアイヌが共同貯蓄した三〇〇円余の金である。のちにのべるように、議会の質問書では原因不明のまま寄託した共有金が減少し、残金も恣意的に費消されたとしているが、これに関しては当局の弁明もあって、必ずしも他への恣意的な流用と言いきることはできない。

これらの三件はいずれも帝國議會で指摘され攻撃された事実であるが、要するにアイヌ共有財産は、官庁や官吏個人が寄託された場合にはその管理が適正を欠き、または全く活用されないまま死蔵され、これを民間有力者の管理にゆだねた場合には種々の不正や弊害を生じたのであって、共有財産を確実に保全しアイヌの福祉に活用するための制度と誠意を欠いていたことは、否定できない事実であった。

以上のような、土地問題と共有財産管理に象徴的に行われているようなアイヌの窮状にたいして、一般の認識がひろがるにつれて、一方で道庁当局にたいする批判がおこるとともに、なんらかの保護制度が必要であると主張もまた強まってくるのである。

中川(郡)アイヌ民族財産保管組合同規約 アイヌの自治運動

財産台帳は何時でも閲覧できる 官庁に委任できない時は 残る半額は各戸に配布
 役員(総代人 取締役 組頭 雇員) 役員は無給料 雇員 一ヶ年一〇〇円以内
 出張費規程 組合支出(租税 地方税 村費 組合費用) 組合協議会
 橋口文蔵 薩摩藩士 戊辰戦争 アメリカ留学 マサチューセッツ農学校
 北海道庁理事官・札幌農学校校長 日清戦争 台湾總督府民政局殖産部長
 札幌製糖会社からの電報 北海道アイヌ文化保存協会と吉田(菊太郎)の印



中川郡旧土人財産保管組合同規約
 中川郡旧土人財産保管組合同規約
 中川郡旧土人財産保管組合同規約

中川郡旧土人財産保管組合同規約

第一条 十勝国中川郡十弗村外九ヶ村旧土人百三十五戸は、その共有の財産、収益金を保管せんがために、組合を設け、中川旧土人財産保管組合と称す

第二条 組合期間は、明治二十七年より同三十一年迄、五ヶ年とす

第三条 組合保管の財産ならびにその所有者人名は、詳細に財産台帳に登録す

第四条 財産保管の方法、左の如し

- 一 現金は、銀行に預金となし、漁場、地所、建物は、相当の方法を以て賃貸するものとす
- 二 馬匹は、相当の方法を設け、蕃殖を図るべし
- 三 現金出納は、従来の如く、所轄郡長、又は戸長に出願の上委任し、組合の保護監督を受くるものとす
- 四 前項、官衙に委任し能はざる時は、適當の方法を設け、十勝郡大津村に於て相当資産を有し、信用ある者二名に委託し、且つ郡長、又は戸長に出願の上、その監督を受くるものとす
- 五 前二項により委任すべき条項、左の如し
 - 一 現金出納に関する事
 - 一 漁場、地所、建物の貸付料、及び貸金、預け金取立の事
 - 一 現金を銀行に預くる事
 - 一 株券その他の証書類を保管し、株金、預け金、貸金等の利子ヲ取立ツル事

六 前項取扱に係る諸費の支出其他、現金の出納に関する件は、毎年数回、出納被任者より報告を受くる
 七 第一項の手續を為したるときは、直ちに出納被任者に報知し、且つ証書類あるものは之れを回致す

第五条 組合財産の収益金は、第十二条の諸費を支払ひ、

残余の半額は、元金に組入れ、残半額は、その共有者、各戸に配当すべし

第六条 組合に左の役員を置く

- 一 組合総代人 一名
- 組合員一同の互選に成り、組合一切の事務を処理す、その任期を式年とす
- 一 取締役 二名
- 組合協議会において選定す、組合の取締をなす、惣代人事務あるときは、その代理をなす、任期は、前に同じ

一 組頭 一〇名

従来の乙名(ヲテナ)を以て、是れに充つ、左の各所に各一名を置き、常に此規約内におけるその組合の諸事を扱はしむ

十弗村、信取村、蓋派村・幌蓋村両村、本別村、蝶多村、止若村、咄別村、白人村、幕別村、字ボンサツナイ、

一 雇員 壹名

組合協議会に於て和人を選定し、組合惣代人は、期限を定め、第七条範囲内の給料を以て雇入るべし、雇員は、組合の事務を取扱ひ、また惣代人の依頼に依り、権限を定め、組合惣代人の代理人となることあるべし、雇員は右事務を扱ふの外、此組合に加入せる旧土人に係る公用を弁理するの義務あり

第七条 役員は、雇員を除くの外、すべて無給料とす

雇員には、老ヶ年、給料金百式拾円以内を支給す

第八条 此規約に規定せるもの及び左に掲ぐる費用を除くの外、組合事務に関する費用は一切支弁せず

一 電信料、郵便税、一時多数を要する用紙類代、組合必要の印判ならびに書類・函代

第九条 雇員は相当の身元保証人を要す

第一〇条 役員組合の事務を帯び、中川郡各村へ出張・巡回するときは、老日金式拾五銭、他郡へ出張のときは、同金參拾銭を支給す、但し雇員は実費を支給す

第一条 第五条の配当金は、組合惣代人において出納被任者より請取り、各戸に配当すべし

第二条 組合より支出すべき諸費は、左の如し

一 財産に対する租税、組合員百三十五戸一般に係る地方税、村費、出納被任者の出納取扱に係る諸費

二 此規約に定めたる諸費、ならびに組合一般に関する費用

第三条 前条第一項の費用は、出納被任者に委託し、直ちに其筋へ納入せしめ、第貳項諸費は、組合惣代人において出納被任者より請取り、支払をなすべきものとす

第四条 組合総代人において取扱たる事は、翌年壹月、各組頭に報告すべし

第五条 組合総代人の必要とするとき、または組頭半数以上の請求あるときは、組合協議会を開くべし

第六条 組合協議会は、組頭およびその他の役員を以て成り、規約の訂正、更定、その他此規約外に係る諸件を議定す、但し会員七名以上集會せざるときは開かず

附則

第七條 組合事務所は、当分組合雇員の私宅内とす

第八條 第四條第四項の場合には、その方法および適任者選定等の件は、組合協議会に任かす

第九條 組合に係る諸帳簿、諸証書類、金品等にして、總代人の主管に属する者は、常に組合事務所雇員に於て保管し、其重要のものは保管の証書を總代人に交付し置くものとす

第十條 左の書類は、必ず惣代人自己において保存す

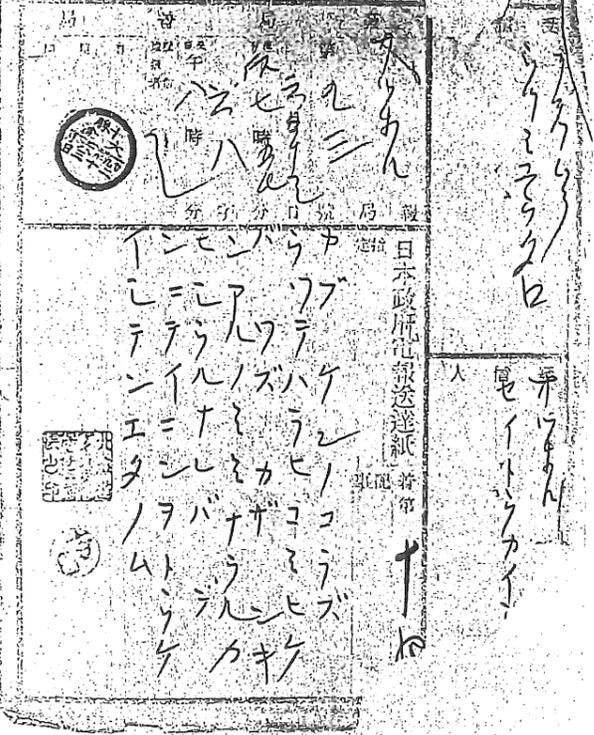
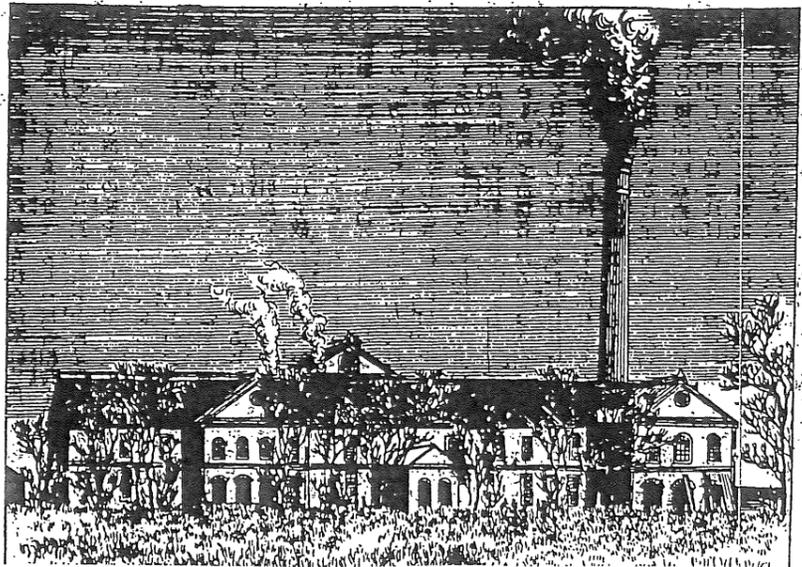
一 前条保管証書、雇員雇入証并身元保証書、此規約書謄本

吉田菊太郎資料目録Ⅱ

年月日/1998(平成10)年2月27日
 /幕別町教育委員会

橋口文蔵 履歴書

- 嘉永六年(一八五三) 薩摩藩鹿児島二本松馬場 生れ
- 明治一年 戊辰戦争に上京
 - 明治四年 鹿児島藩兵として上京、鹿藩置県
 - 明治九年 米国に留学 マサチューセッツ農学校
 - 明治一二年五月 米国留学中 官費生徒任命
 - 明治一四年六月 マサチューセッツ農学校卒業 農学士
 - 開拓使御用掛
 - 明治一六年三月 紋蔵(モンベツ)製糖所長兼勲
 - 明治一四年八月 北海道庁理事官
 - 明治一二年二月 札幌農学校校長兼北海道庁三等技師 (第四代校長)
 - 明治一二年二月 北海道庁理事官兼札幌農学校校長
 - 明治一三年三月 北海道庁第二部長
 - 明治一四年八月 免兼官
 - 同年八月 前官非職
 - 同年八月 免本官
 - 明治一七年八月 メキシコ移民地探検囑託
 - 明治一八年三月 日清戦争 大本営付き のち澎湖島行政長事務官
 - 明治一八年五月 台湾總督府民政局殖産部長
 - 明治一九年四月 非職
 - 明治一三年三月 日本麦酒株式会社監査役
 - 明治一六年八月 没
- (橋口文蔵遺事録「略伝」履歴書)



北海道旧土人保護法について 明治二十九年 保護法前夜の十勝アイヌ
 一万五千坪以内（五町歩） 税・墾成期間猶予（「特別の保護民」扱）
 譲渡、質権、抵当権、地上権、永小作権、地役権、留置権、先取特権の禁止
 共有財産使用目的の限定（種子、薬価、生活救助）
 北海道庁長官の管理専権（処分、分割拒否、指定）

（カタカナをひらがなに直した）
 北海道旧土人保護法（公布 明治三十二年三月二日 法律第二十七号）
 朕帝國議会の協賛を経たる北海道旧土人保護法を裁可し、ここにこれを
 公布せしむ（総理・内務大臣副書）

第一条 北海道旧土人にして農業に従事する者、または従事せむと欲する者には、一戸に付き、一万五千坪以内を限り無償下付することを得
 第二条 前条により下付したる土地の所有権は、左の制限に従ふものとす
 一、相続によるの外、譲渡することを得ず
 二、質権・抵当権・地上権、または永小作権を設定することを得ず
 三、北海道庁長官の許可を得るにあらざれば、地役権を設定することを得ず
 四、留置権・先取特権の目的となることなし
 前条により下付したる土地は、下付の年より起算して、三十箇年の後にあらざれば、地租および地方税を課せず、また登録税を徴収せず、旧土人に於て従前より所有したる土地は、北海道庁長官の許可を得るにあらざれば、相続によるの外、これを譲渡し、または第一項第二および第三に掲げたる物権を設定することを得ず
 第三条 第一条により下付したる土地にして、その下付の年より起算し、十五箇年を経るも尚開墾せざる部分は、これを没収す
 第四条 北海道旧土人にして貧困なる者には、農具および種子を給することを得
 第五条 北海道旧土人にして疾病に罹り、自費治療すること能わざる者には、薬価を給することを得
 第六条 北海道旧土人にして疾病、不具、老衰または幼少のため、自活すること能わざる者は、従来の成規により救助するの外、これを救助し、救助中死亡したるときは、埋葬料を給することを得
 第七条 北海道旧土人の貧困なる者の子弟にして就学する者には、授業料を給することを得
 第八条 第四条ないし第七条に要する費用は、北海道旧土人共有財産の収益をもつてこれに充つ、もし不足あるときは、国庫よりこれを支出す
 第九条 北海道旧土人の部落をなしたる場所には、国庫の費用をもつて小学校を設けることを得
 第十条 北海道庁長官は、北海道旧土人共有財産を管理することを得
 北海道庁長官は、内務大臣の許可を経て、共有者の利益のために、共有財産の処分を為し、また必要と認むるときは、その分割を拒むことを得
 北海道庁長官の管理する共有財産は、北海道庁長官これを指定す
 第十一条 北海道庁長官は、北海道旧土人保護に関して、警察令を発し、これに二円以上、二十五円以下の罰金、もしくは十一日以上、二十五日以下の禁固を付することを得
 付則
 第十二条 この法律は明治三十二年四月一日より施行す
 第十三条 この法律の施行に関する細則は内務大臣これを定む

保護法前夜の十勝アイヌ民族
 農・漁民アイヌと金融、馬三〇・二〇頭所有アイヌ（中浦幌アイヌ）
 フラオ・ハローとアイヌ、大豆販売（豊頃、白人アイヌ）
 五町歩からさらに開墾（白人アイヌ）
 和人の開墾民、富農半沢一七町歩自作、また五町歩から七、八町歩

例 言
 一當報文ハ本廳事業手河野常吉同一色藤之助ヲシテ之レヲ擔當セシメ明治三十一年八月初旬ヨリ九月初旬ニ至ルノ間實地ニ就テ調査シ明治二十九年本廳囑託員成田軍平ノ調査スル所及ヒ官廳ノ公文書記等ヲ参照シテ編纂セル所ナリ

商 業
 農民漁民ハ資力乏シク概ネ商家ヨリ多少ノ債務物品代ヲ負ヒ收穫ノ後産物ヲ委託販賣シテ精算ス商家モ亦資力乏シキヲ以テ概ネ函館商人等ニ向テ負債勝チナルヲ常トス金利ハ信用アル者ハ一月月ニ付二分以下ナレトモ多シハ三分内外トス甚タシキハ五分以上ニ達スルモノアリ金融機關ハ未タ備ハラス故ニ金融ノ調和ヲナス能ハス又爲替ノ如キモ甚タシキ不便ヲ感セ

中浦幌原野
 其他ノ牛ハ冬期間舎飼シ馬ハ昆布刈石ノ官林ニ放牧ス其他大津村ヨリ轉任セシ渡邊某ハ土産南部種合セテ馬七十餘頭ヲ有シ又アイヌ下澤與助ハ土産馬三十頭牛二十頭ヲ有シ又アイヌイコセハ土産馬二十頭牛十八頭ヲ有シ共ニ官林原野ニ放牧セリ

豊頃原野
 アイヌ保護地 桑名農場ノ南宇タンネオタハ古來アイヌノ居住地ニシテ現在戸數二十九戸アリ明治二十九年アイヌ保護ノ爲メ四十萬三千六百八十坪ヲ豫定存置セリ草原地多ク地味最モ肥沃ナリ同三十年ヨリ専ラ開墾ニ従事スル者アリ目下一町歩乃至二町歩ノ墾成地アル者數戸アリアラオ「ハロー」ハ大津村アイヌンブトイヨリ借り輪換使用セリ其作ル所ハ黒大豆ヲ主トシ黍稷玉蜀黍蔬菜類之レニ次ク黒大豆ハ皆之レヲ穀商ニ販賣セリ近年和人の開墾盛ナルヨリ之レニ刺撃セラレテ大ニ墾勦ニ意ヲ用フルニ至リシモノ、如シ又和人三戸ハアイヌノ地ヲ借りテ小作ヲナシ其小作料一反歩一圓ノ約定ナリ
 以上舉タルカ如ク大地積貸付者ハ之レヲ小農民ニ比スレハ成績何レモ不真ナリ小農民中ニハ大津商人ノ仕込ヲ受テ開墾ヲナスモノアレドモ又全ク獨力ニテ其業ヲ營ムモノアリ

白人原野
 アイヌ保護地 イカンベツ川ノ西トベツ川ノ北ニアイヌン保護地三十一萬五千五百餘坪ヲ設ケ草原地多ク又樹林地ヲ混ス地味最モ肥沃ナリ白人幕別兩村ノアイヌ凡三十餘戸部落ヲナシ皆農業ニ従事シ平均一戸一町歩餘ヲ墾セリ就中アイヌ幸太郎アマイタキノ兩人ハアラオ「ハロー」テ有シ既ニ五町歩内外ノ地ヲ開墾シ其他二三町歩ヲ墾スルモノ少ナカラス農作物ハ大豆ト主トス又和人ニシテアイヌン保護地ヲ借りテ小作ヲナスモノ十戸アリ一反歩ノ小作料一圓トス

旅來原野
 單獨小農 小農民ハ道路ニ添テ散在ス貸付地積ノ最モ多キハ半澤常松ニシテ五方餘坪アリテ目下十七町歩ノ自作ヲナシアラオ「ハロー」客々ニ臺除草器一臺馬七頭ヲ使役シ常雇二名ヲ置キ播種收穫ノ際ハ特ニ人夫數名ヲ雇フト云フ其他五町歩乃至七八町歩ヲ耕作スル者二十餘戸又三十年頃ニ移住シタル者モ大抵二三町歩ヲ耕作セリ同三十一年ノ移住者中ニハ既ニ他ノ地ニ於テ土地ノ貸付ヲ受ケ一時當村ニ於テ既墾地ヲ借り受ケ小作ヲナス者多シ其小作料ハ一反歩一圓ヲ普通トナシ高キハ一回二三十錢ニ至ル農作物ハ黒大豆ト主トシ黍大麥馬鈴薯蕎麥等之レニ次ク又大津市街ニ近キヲ以テ蔬菜ノ栽培ヲナシテ販賣スル者多シ目下移民ノ開墾セル所ハ地味大抵肥沃ナリ

北海道殖民狀況報文十勝國之部目次

保護法前夜の十勝アイヌ民族
 農・漁民アイヌと金融、馬三〇・二〇頭所有アイヌ（中浦幌アイヌ）
 フラオ・ハローとアイヌ、大豆販売（豊頃、白人アイヌ）
 五町歩からさらに開墾（白人アイヌ）
 和人の開墾民、富農半沢一七町歩自作、また五町歩から七、八町歩

例 言
 一當報文ハ本廳事業手河野常吉同一色藤之助ヲシテ之レヲ擔當セシメ明治三十一年八月初旬ヨリ九月初旬ニ至ルノ間實地ニ就テ調査シ明治二十九年本廳囑託員成田軍平ノ調査スル所及ヒ官廳ノ公文書記等ヲ参照シテ編纂セル所ナリ

商 業
 農民漁民ハ資力乏シク概ネ商家ヨリ多少ノ債務物品代ヲ負ヒ收穫ノ後産物ヲ委託販賣シテ精算ス商家モ亦資力乏シキヲ以テ概ネ函館商人等ニ向テ負債勝チナルヲ常トス金利ハ信用アル者ハ一月月ニ付二分以下ナレトモ多シハ三分内外トス甚タシキハ五分以上ニ達スルモノアリ金融機關ハ未タ備ハラス故ニ金融ノ調和ヲナス能ハス又爲替ノ如キモ甚タシキ不便ヲ感セ

中浦幌原野
 其他ノ牛ハ冬期間舎飼シ馬ハ昆布刈石ノ官林ニ放牧ス其他大津村ヨリ轉任セシ渡邊某ハ土産南部種合セテ馬七十餘頭ヲ有シ又アイヌ下澤與助ハ土産馬三十頭牛二十頭ヲ有シ又アイヌイコセハ土産馬二十頭牛十八頭ヲ有シ共ニ官林原野ニ放牧セリ

豊頃原野
 アイヌ保護地 桑名農場ノ南宇タンネオタハ古來アイヌノ居住地ニシテ現在戸數二十九戸アリ明治二十九年アイヌ保護ノ爲メ四十萬三千六百八十坪ヲ豫定存置セリ草原地多ク地味最モ肥沃ナリ同三十年ヨリ専ラ開墾ニ従事スル者アリ目下一町歩乃至二町歩ノ墾成地アル者數戸アリアラオ「ハロー」ハ大津村アイヌンブトイヨリ借り輪換使用セリ其作ル所ハ黒大豆ヲ主トシ黍稷玉蜀黍蔬菜類之レニ次ク黒大豆ハ皆之レヲ穀商ニ販賣セリ近年和人の開墾盛ナルヨリ之レニ刺撃セラレテ大ニ墾勦ニ意ヲ用フルニ至リシモノ、如シ又和人三戸ハアイヌノ地ヲ借りテ小作ヲナシ其小作料一反歩一圓ノ約定ナリ
 以上舉タルカ如ク大地積貸付者ハ之レヲ小農民ニ比スレハ成績何レモ不真ナリ小農民中ニハ大津商人ノ仕込ヲ受テ開墾ヲナスモノアレドモ又全ク獨力ニテ其業ヲ營ムモノアリ

白人原野
 アイヌ保護地 イカンベツ川ノ西トベツ川ノ北ニアイヌン保護地三十一萬五千五百餘坪ヲ設ケ草原地多ク又樹林地ヲ混ス地味最モ肥沃ナリ白人幕別兩村ノアイヌ凡三十餘戸部落ヲナシ皆農業ニ従事シ平均一戸一町歩餘ヲ墾セリ就中アイヌ幸太郎アマイタキノ兩人ハアラオ「ハロー」テ有シ既ニ五町歩内外ノ地ヲ開墾シ其他二三町歩ヲ墾スルモノ少ナカラス農作物ハ大豆ト主トス又和人ニシテアイヌン保護地ヲ借りテ小作ヲナスモノ十戸アリ一反歩ノ小作料一圓トス

旅來原野
 單獨小農 小農民ハ道路ニ添テ散在ス貸付地積ノ最モ多キハ半澤常松ニシテ五方餘坪アリテ目下十七町歩ノ自作ヲナシアラオ「ハロー」客々ニ臺除草器一臺馬七頭ヲ使役シ常雇二名ヲ置キ播種收穫ノ際ハ特ニ人夫數名ヲ雇フト云フ其他五町歩乃至七八町歩ヲ耕作スル者二十餘戸又三十年頃ニ移住シタル者モ大抵二三町歩ヲ耕作セリ同三十一年ノ移住者中ニハ既ニ他ノ地ニ於テ土地ノ貸付ヲ受ケ一時當村ニ於テ既墾地ヲ借り受ケ小作ヲナス者多シ其小作料ハ一反歩一圓ヲ普通トナシ高キハ一回二三十錢ニ至ル農作物ハ黒大豆ト主トシ黍大麥馬鈴薯蕎麥等之レニ次ク又大津市街ニ近キヲ以テ蔬菜ノ栽培ヲナシテ販賣スル者多シ目下移民ノ開墾セル所ハ地味大抵肥沃ナリ

アイヌ共有財産は、長官だけが管理の専権をもつ
 北海道庁長官の管理する共有財産は、北海道庁長官これを指定す
 北海道庁長官は、北海道旧土人保護に関して、警察令を発し、これに二円以上、二十五円以下の罰金、もしくは十一日以上、二十五日以下の禁固を付することを得
 第十二条 この法律は明治三十二年四月一日より施行す
 第十三条 この法律の施行に関する細則は内務大臣これを定む

旅來原野
 單獨小農 小農民ハ道路ニ添テ散在ス貸付地積ノ最モ多キハ半澤常松ニシテ五方餘坪アリテ目下十七町歩ノ自作ヲナシアラオ「ハロー」客々ニ臺除草器一臺馬七頭ヲ使役シ常雇二名ヲ置キ播種收穫ノ際ハ特ニ人夫數名ヲ雇フト云フ其他五町歩乃至七八町歩ヲ耕作スル者二十餘戸又三十年頃ニ移住シタル者モ大抵二三町歩ヲ耕作セリ同三十一年ノ移住者中ニハ既ニ他ノ地ニ於テ土地ノ貸付ヲ受ケ一時當村ニ於テ既墾地ヲ借り受ケ小作ヲナス者多シ其小作料ハ一反歩一圓ヲ普通トナシ高キハ一回二三十錢ニ至ル農作物ハ黒大豆ト主トシ黍大麥馬鈴薯蕎麥等之レニ次ク又大津市街ニ近キヲ以テ蔬菜ノ栽培ヲナシテ販賣スル者多シ目下移民ノ開墾セル所ハ地味大抵肥沃ナリ

第五号
 領取証
 製麻会社株式 壹千四株 十七枚
 老百円株 參枚
 此金額一万七千三百円
 製糖会社株式 六百二十円株 十六枚
 三百十円株 壹枚
 此金額壹万貳百參拾円
 貸付証書 八通
 此金額四千七百八拾七円九十七錢六厘
 但返納未済金額
 旧土人へ貸金人名書 拾冊
 此金額千九百七拾七円八十錢五厘
 但返納未済金額
 右正ニ領取候也
 明治廿三年十月七日
 井上勝生「史料紹介『北海道土人陳述書』
 一アイヌ陳述に対する北海道庁弁明書（一八九五年）
 『北海道アイヌ民族文化研究センター研究紀要』第5号 一九九九年

委任状（写）
 拙者共、旧土人ニシテ、無学ナルヲ以テ、公私ノ諸用ニ差支ノ義有之、且ツ農業・漁業ノタメ各自散居致候ニ付、其都度公私諸用処弁スルノ間暇無之候ニ付、拙者共一同協議之上、十勝国同郡大津村番外地住、大津藏之助ヲ以テ代理人ト定メ、左ノ訴代理ヲ致度候事
 一旧土人一同ニ関スル公私一般ノ用事、処弁スルノ件、諸税上納手續キ一切ノ事
 一拙者共一同ニ関スル諸願向届並ニ共有金請求、共同漁場取戻シ、本年ヨリ共同漁業着手スル件
 一拙者共、是迄官庁ニテ保護ノ名義ヲ以テ取扱中ノ共有金、其利子漁場賃等、收支清算殘金ノ請求ノ件
 右代理委任状、依テ如件
 十勝国十勝郡剛生村旧土人
 ハツロウ ○
 エハセアイノ ○
 同中川止若村
 エタクベトン ○
 同 同猿別村
 サエコトク ○
 同 蝶多村
 エカソツクル ○
 同 マカンヘツ村白人村
 アリタク ○
 同川東郡ケナシハ村
 クエラカアイノ ○
 同川西部伏古別村
 トレツ ○
 同乙更村
 トミシル ○
 イサカンレ ○
 同中川郡旅來村
 チヤウトル ○
 リクンテキ ○
 シヨブトイ ○
 レキサニ ○
 ホンヘツ村
 コロウエニタク ○
 ホン札内村
 キラコタイノ ○
 メムロブト村
 チヤロマ ○

右写之通り相違無之候也
 十勝郡大津村 大津藏之助
 明治廿五年七月九日

内村鑑三論説 「石狩川サケ減少の原因」

石狩川 本邦の首位 質は西別川と扱捉 漁獲高・一百万匹・二十万円、約五十年前・全川至る所サケ 明治十四年・未曾有の薄漁

石狩川鮭魚減少ノ原因

内村鑑三全集 1 第四回配本(全三八巻) 一九八一年一月二三日 発行

明治十七年五月廿四日 『大日本水産会報告』26号 署名 内村鑑三

夫レ河流ノ良否ヲ判別スルハ雷ニ其大小ト水量ノミヲ以テテス可カラズ 宜シク其生産力ノ多少ニ依テテ之ヲ決セザル可カラザルハ諸君ノ知所ナリ

今ヲ距ル二十年 前日幕臣荒井金助ナルモノ石狩川筋取締タリシトキ川筋一休ノ不漁トナリシ事アリ 其根源ヲ探リシニ其頃石狩寒ノノ豊平、琴似ノ西川ニ漁場ヲ開キシニ起因セルヲ発見セシヲ以テ敵ニ捕魚ヲ禁ジ足輕

第一 種川ノ無定

今ヲ距ル二十年 前日幕臣荒井金助ナルモノ石狩川筋取締タリシトキ川筋一休ノ不漁トナリシ事アリ 其根源ヲ探リシニ其頃石狩寒ノノ豊平、琴似ノ西川ニ漁場ヲ開キシニ起因セルヲ発見セシヲ以テ敵ニ捕魚ヲ禁ジ足輕

第二 漁場ノ増加

旧幕ノ時代ニ在テハ石狩川ノ漁業ハ全ク「〇十五」「メ」二家ニ属シ漁場ノ数三十一ヶ所ニ過ギズシテ「〇十五」印ノ持場十八ヶ所、「メ」印ノ持場十三ヶ所ナリシ 然ルニ明治年間ニ至リ人民自由ニ漁場ヲ設クルヲ

第三 漁具ノ改良

十七年前迄用キシ所ノ漁網ハ其制甚ダ粗悪ニシテ一日僅カニ六回ノ使用ニ過ギザリシモ近年ニ至テハ製網完全ニシテ使用甚ダ輕便トナリ(此改良ハ越後人ノ一工夫ニ出デシト云フ)一日十二回用ユルヲ得ルニ至レリ

第四 モウライシツバ境ムエン岬ノ建網

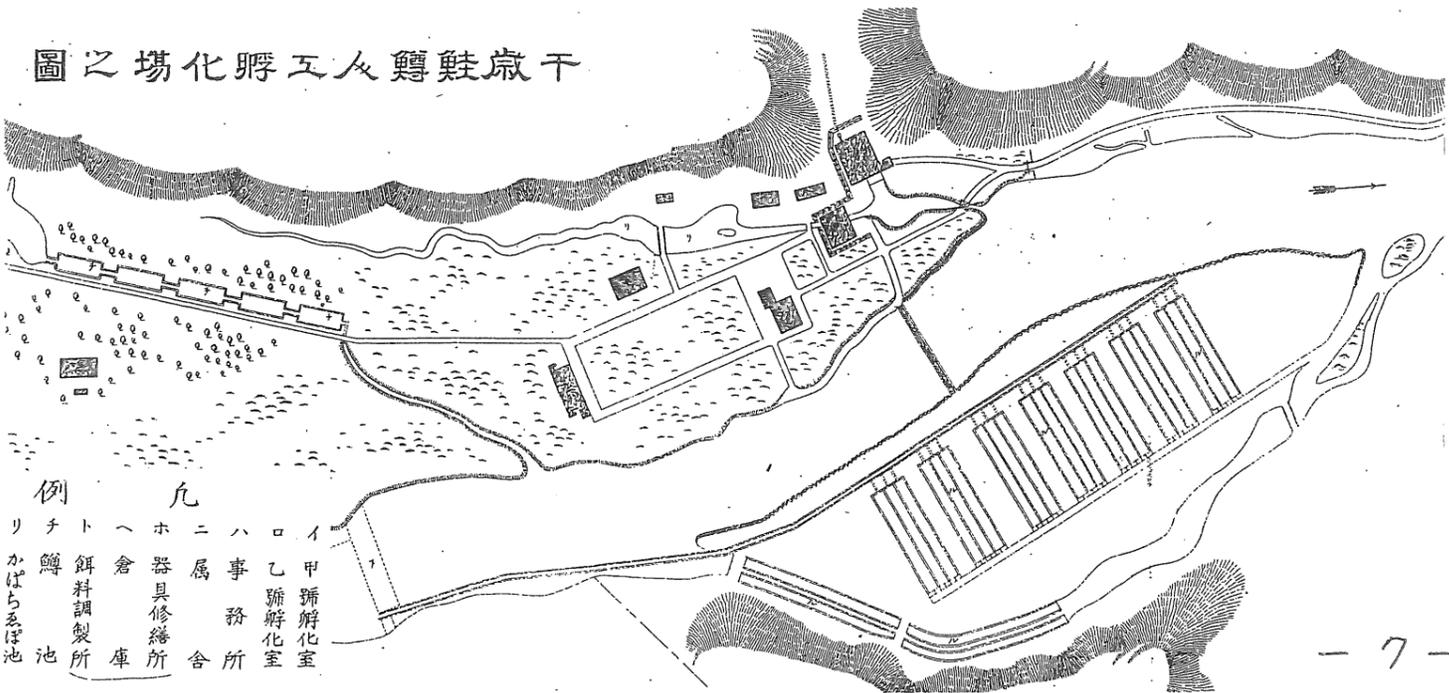
ムエン岬ノ建網タル近年新ニ開場セシモノニシテ昔時ハ漁業嚴禁ノ場所ナリキ 土人伝ヘ云フモウライ湾ハ鮭魚ノ遊息所ナルニ湾口ニ建網漁場ノ開設アリシガ為メ鮭魚ノ湾内ニ来ルモノ日ヲ逐フテ減少シ随テ石狩河川ノ鮭魚亦其數ヲ減ジタリト

第五 漁期ノ無制限

石狩川ノ漁業「〇十五」「メ」両家ノ支配ニ属セシトキニ在テハ毎年八月上旬ヨリ十一月中旬迄ヲ漁業期トナシ此期限ヲ經過セシトキハ如何程漁獲アルモ尽ク網ヲ撤スルノ成規ニシテ若シ漁期例年ニ後レ非常ノ不漁ナルトキハ両家ヨリ更ニ官ニ乞フテ日延ヲ請願シ許可ヲ得テ捕魚セリ

綴じ込み図(部分) 明治29年・捕魚車

『千歳鮭鱒人口孵化場事業報告』明治33年(1900) 明治21年建設(烏柵舞村官有地)



第六 河口漁場ノ設立

来札、堀神ノ両漁場ハ昔時ニ在テハ鮭魚ノ遊息所ト定メシ場所ニシテ雷ニ漁業ヲ禁ゼシノミナラズ鮭魚ヲ驚カスノ恐アルヲ以テ兩岸ニ人家ノ建築樹木ノ採伐ヲ許サベリシ 抑モ最初此両漁場ノ開設ニ際シテハ漁業者一同ヨリ苦情ヲ申立テシヨリ東岸ニ開場スルニ決シタリ

第七 幌内石炭山ノ開採

コトナシト 同氏ハ岩内川鮭魚ノ景況ヲ挙ゲテ其妨害アルヲ論ゼラレドモ愛ニ之ヲ略ス 石狩川鮭魚減少ノ原因ハ以上開陳スル所ノ七件ヲ以テ悉シタルモノト云フ可カラズ 尚ホ他ニ種々ノ原因アル可シト雖ドモ右説ク所ハ蓋シ其要點タルヲ信ズルナリ 然レバ是等ノ要點ニ就テ保護ノ方法ヲ設ケバ永ク石狩河

彼ノ北海道ハ本邦ノ宝庫ニシテ其ノ富源ハ極メテ多シト雖ドモ鮭鱒魚ニ及ブモノナシ 見ヨ石狩一流ノ收穫スラ年々二十余万円ノ多額ニ至リシニアラズヤ 豈其減少スルヲ坐視シテ可ナランヤ